

南あわじ市健康増進計画及び食育推進計画策定委員会の公開に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、南あわじ市健康増進計画及び食育推進計画策定委員会の（以下「委員会」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、傍聴者受付簿（別紙様式）に自己の氏名、住所及び年齢を記載し、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の許可は、委員会の当日、会議場にて行う。

3 第1項の許可は、委員長が必要と認める限度において、その都度行う。

(係員の指示)

第3条 傍聴者は、係員の指示を受けて指定の場所に入場しなければならない。

(入場できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 凶器その他の危険のおそれのあるものを携帯している者

(3) 係員の指示に従わない者

(4) 前3号のほか、委員長において入場を不相当と認める者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は次の事項を守らなければならない。

(1) 傍聴席以外において傍聴しないこと。

(2) みだりに席を離れないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(5) 静かに傍聴し、私語、談笑その他会議の妨害になるような行為をしないこと。

2 前項に規定するもののほか、傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。

3 前2号のほか、傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第6条 委員長は、関係者の名誉の保持又は証言の真正を確保するために必要と認めるときは、傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第7条 この規定の定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規定は、平成30年9月1日より施行する。